

郡上市総合計画審議会設置条例

平成16年 3 月 1 日条例第32号

(設置)

第1条 郡上市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、郡上市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る総合計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、専門事項を調査審議するため必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日条例第 1 号抄）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。